

アメリカ史における革新主義の問題

福本, 保信

<https://doi.org/10.15017/2335132>

出版情報 : 史淵. 59, pp. 67-88, 1953-11-18. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



アメリカ史における革新主義の問題

福 本 保 信

一、はしがき

二、問題の提起

三、革新主義の経済的側面

(I) 中・小企業と消費者大衆

(II) 労働者

(III) 獨占資本

四、むすび

一、はしがき

アメリカ史における革新主義については、わが國でも高木八尺、中屋健一兩氏によつてすでに論ぜられた。すなわち高木八尺氏は「米國政治史の研究（昭和二五年）」の第一章第九、十、十一節及び第四章、第五章でアメリカ史における革新主義について記述されている。中屋健一氏は昭和廿三年「米國史」、昭和廿四年「アメリカ社會の發達」、昭和廿七年「米國史研究入門」等の諸力作を次々に出版され、その各々においてアメリカ史における革新主義について相等のスペースを割き、革新主義に關する氏の見解を披歴されている。勿論、兩氏はこれらの他にもなお革新主義に關連する論文や著書を數多く發表されているが、兩氏のアメリカ史における革新主義についての本質的解釋は概ね上記の諸著書に與えられているといえよう。兩氏の研究によつてこの問題に對する結論は一應與えられているかのようにも見えるが、しかしこの問題

にはなお解決すべき若干の難點が残されているように思われる。今年V・パウローの「アメリカ帝國主義」が堀江忠雄氏により、H・クロードの「アメリカ帝國主義の史的分析」が陸井四郎、小出峻の兩氏によつて譯出された。その後も引續きマルクシズムに立つこの種の書物が數多く我々の前に呈出されている。一見して、これらの書物における革新主義の扱いは、高木氏や中屋氏の扱い方と著しく異つてゐるようである。高木氏や中屋氏にあつてはアメリカ史において革新主義が果す役割、或いは革新主義の荷うべき價值が極めて高く評價されており、T・ローズヴェルトからニュー・ディールに至るアメリカ史の中核をなすものが社會正義の精神であり、革新主義であるとし、アメリカ史においては他の資本主義諸國で見られる如くには、資本が人を支配することなく、たとえ一時的に支配したとしても直ちに反撃が起り、究極において人が資本を支配するに至ると主張され、所謂アメリカの特異性なるものが強く力説されており、その觀點からT・ローズヴェルト、ウイルスン、F・ローズヴェルトなど各大統領の政策も、金權から庶民を保護するための政策であるとして特徴づけられている。しかるにV・パウロー、H・クロードなどはアメリカ史における革新主義なるものの役割ならびに價值を全面的には抹殺しないとしても極めて低く評價しており、アメリカ史を決定的に動かしているものは、革新主義と云うものではなく、それは經濟的發展の諸法則であり、とりわけ最高利潤の法則であるとし、この法則に對するアメリカの例外性・特異性を強く否定している。この觀點から、T・ローズヴェルト、ウイルスン、F・ローズヴェルトなど各大統領の政策に對し、庶民のための政治という性格を附與することを躊躇し、あるいは積極的にこれを拒否している。

同一問題を取り扱いながら、何故このように相異る見解が生ずるのであるうか。なるほどそこには論者の政治的意識が作用していることはいなみ難い。だがそれだけで片づけることは出来ない。私は高木氏、中屋氏、T・H・グリーアなどとV・パウロー、H・クロードなどとの間に見られる説論の相違點を中心として考察を進めたい。

二、問題の提起

問題はだいたい次の諸點に歸着すると思う。まず革新主義はいかなる必然性の下に生れたかという發生條件、いかなる性格を帯びて生れてきたものであるかという革新主義の性格、そのようにして生れて來た革新主義は歴史的發展の方向にいかなる作用を及ぼしたのであるか、すなわちアメリカの政治、經濟、社會、國民生活一般のあり方をいかに規制したかという方向規制、およびそうした規制力として革新主義が作用した期間の諸點に歸着しよう。今迄にすでに到達された革新主義の定義乃至解釋を上記の諸點に照應して考察しよう。高木氏の所論によれば——革新主義は十九世紀の末、經濟革命の完成にもとづく政治的經濟的、社會的變動に伴つて生じたものである。十九世紀の末、まず安全辨である邊境が完全に消滅し、工業の勃興に伴つて勞資の階級が固定化し、農民が窮迫してきた。一方大實業の強大なる勢力は實業界だけに止らず、政治の上にも及んで來て、上院議員の席は主として實業の利益を代表する者を以て占められ、いわゆる金權政治がその地歩を固めつつあり、國民のための政治がいつしか大實業のための政治になりつつあつた。實業と政治との接近により政治は著しく腐敗した。この金權政治に對します労働者からは労働騎士團が、續いて農民からは人民黨が反抗の旗を翻えし、やがて革新主義運動が展開されたのである。従つて革新主義の狙うところは、腐敗せる政治の改革であり、衆民政の實現である。そのためには従前の方式である自由放任主義を國家權力によつて匡正し、國民經濟組織を政府の干渉下に置く方式に切り換えることが必要であつた。革新主義はこの目的に向つて、約二十年間活動し、その間米國政治の動向に深甚の影響を與えた。革新主義は一應第一次世界大戰參加を以て終了するのであるが、革新主義はそのうち新政策^{ニュー・ディール}に至つて結實するが故に、その活動期間は現在まで續いているといえる。以上は高木氏の見解の要約であるが、氏は革新主義の方向規制を集合主義的民主政と規定されている。中屋氏の革新主義論は高木氏とはば同一であるが、ただその性格乃至方向

規制について、それが社會主義的であり、修正資本主義的だと規定していられる點ならびにその役割を革命的だとされる點に、^註やや相違があるように思われる。

まず革新主義が十九世紀の末、經濟革命の完成にもとづく政治的、經濟的、社會的變動に伴つて生じたという發生條件論についてであるが上記の三變動の重要性を並列的に見るべきか、それともいずれか（例えば經濟變動）を基本的條件とし他を派生的條件とすべきかに考慮の餘地が残されているように思われる。その他の問題點、すなわち革新主義の期間、性格、方向規制などの諸點については異論が相等に存在するようである。それは次の人々の言葉の中からも容易に發見出来るよう。革新主義の戰士であり、その功績顯著なものと高木・中屋兩氏が力説されるT・ローズヴェルトに對し、皮肉にも革新主義の指導者ラフォレットはこう語っている。「大統領の時、ローズヴェルト氏が州新聞、演説、印刷物を通じて述べた公式言明は言葉の上では、非常に急進主義である。教書の中で彼が述べる政策は脈々としてまことに力強い。だがそこには明確な經濟政策が缺けているのが特徴だ。特別利益享受者に對し彼は怒りにもえた攻撃を發する。だが彼は改革を求めている人々に對しても危険人物だとか、煽動者だとか、誰彼の見さかしくもなく峻烈な攻撃をあびせる。彼は急進主義者側と保守主義者側の双方から相手喝采を得ようとした。彼はあつちこつちと狙い打ちする。初めは砲聲や砲煙で何も聞えず何も見えないが、それが止み、靜寂が戻ると其處には殆んど何も行われていないことに全くいつもいつも驚かされた」^註。ラフォレットよりも、もつと嚴しいのは社會主義者のE・ウオーリングである。「T・ローズヴェルト氏の政策綱領は社會主義者の目から見ますれば、ほんのちよつぱりですら人民黨的でもなければ社會主義的 Socialist でもないのであります、資本主義的 Capitalistic なのであります」^註。ローズヴェルトと同時代のラフォレット乃至ウオーリングに對し、現代の人であるH・クロードはJ・K・ウインクラーの「一九〇七年の恐慌當時、モルガンは押しも押されぬ王様であつた。かれは、合衆國の事實上の獨裁者なつた。政府さえ、かれの命令には一言もなくしたがつた」という言

葉を引用して、ローズヴェルトの革新主義の中心である反獨占政策を効果なきものとして嘲笑している。^註私は新政策と革新主義とは本質的に相違するものだと思つてゐるので新政策を本論では詳論しないのであるが、高木、中屋兩氏共に新政策を革新主義と同一に見られ、新政策も革新主義と同様、國家の政治的強力措置の獨占支配と規定されているので、兩氏と違つた説論を一つ記しておこう。『宣傳的美辭麗句をとりのぞけば、ニュー・ディールの目ざしたものはなによりもまず、獨占資本の救済強化であつた。政府の……方針……は事實のようでは、小所有者を收奪し大資本の利益を増し、労働者の實質賃銀をひきさげ……。それは民衆の運動におされながらこれに部分的な譲歩、部分的な改革を與えることによつて民衆に幻想を與え、民衆をごまかし、民衆運動の發展を阻止するという方法であつた』^註。以上の言葉だけからでも革新主義の諸問題點について、全く對蹠的な見解が存在していることが明らかであらう。つまり一方でローズヴェルトらの革新主義が深甚の効果を挙げ、獨占資本を少くとも政治力の下には従屬せしめたと主張されるならば、他方では革新主義は對獨占資本鬭争に失敗し、特にモルガンなどの巨大獨占資本に對しては全く無力であつたと力説される。一方で革新主義を集團的デモクラシー、乃至修正資本主義と規定すると、他方では帝國主義の舞台裝置(V・パウロー)、或は國家獨占資本主義だときめつける。一方でローズヴェルトを庶民の味方、革新主義の戰士と賞讃すれば、他方ではローズヴェルトをゼスチュア^註たつぷりな宣傳屋、選舉票集め人に過ぎないと罵倒する。何故にかくも違つた見解が生ずるのであるのか。いずれの説が正しい説なのか。私はこの問の解決を求めるために革新主義が經濟の面に與えた影響から革新主義の意義を尋ねることにしたい。

三、革新主義の經濟的側面

革新主義とは、いうまでもなく Progressivism なる語の譯である。一般の通念では、革新主義は共產主義・社會主義

など反資本主義陣容に屬する主義を指示しよう。この譯語は、Progressivism を革命的、急進的、反資本主義的な或る何ものかの如き印象を與える。高木氏、中屋氏が Progressivism を進歩主義などと譯されることなく、殊更にセンセイショナルな印象を與える革新主義と譯された理由は奈邊にあるか。周知の如く当時の共和黨はコンサーヴァティヴとプログレシヴの二派に分れていたので、コンサーヴァティヴに對決する意味で革新と名づけられたのであらうか。もしそうだとするならば野黨の社會黨、人民黨はどう呼稱したらいいのであらうか。革新主義は要するに中産階級の主義であり、その本質はプチ・ブルジョア的ではなかつたか。グリーアの所論によつても、革新主義の決定的支持層は都市の中産階級であり、特に小企業家、低月給支配人、社員、醫師、辯護士などである。彼等は自らを労働者階級と意識的に確然と區別していた。^特組織労働者、農民の若干も革新主義運動に参加してはいたが、さほど重要な構成員ではなく、更に、主たる組織労働者、農民は別個の強力な組織を有していた。そうとすれば、かかるプチ・ブルジョアを基盤とする主義が高度の資本主義社會において、果して革新的なものになりうるであらうか。私はそのことについて次の三つの觀點から考察した末、大きな疑惑を感じるに至つた。

(1) 中・小企業と消費者大衆

グリーアは革新主義を經濟的なものより、精神的なものに價值を大きく置いているが、私は革新主義が發生した根底には政治的、社會的、道德的なものにもまして深刻な經濟問題が横たわつていたものと考ええる。一八九〇年代から第一次大戦までの約三〇年間を通じてアメリカ經濟の特徴はまず生産・資本の集中・集積↓企業同盟↓企業合同↓持株會社↓株式持合せ↓金融資本等獨占の著しい發達である。更に工業生産部門別における發達の不均等が擧げられる。そこから獨占價格と非獨占價格の較差の擴大という問題が起きてこよう。要するに獨占資本の急速な發達、それから結果する獨占價格の形成こそ、この期間におけるアメリカ經濟の最も主たる特徴である。

こうした生産・資本の集中・集積、獨占の短期間における急速な搬達は中・小資本の犠牲の上で遂行された。しかも生産過剰と市場のゆきづまりは、一八九三年の不況、さらに一九〇七年の不況、および一九一四年の恐慌となつて現れた。アメリカ經濟のこの危機に對處するためコスト引下げが至上命令として要求され、投資設備の近代化が著しく進んだ。企業合理化に伴つて中小企業、弱小資本の没落がいちじるしくなり、産業編成上に深刻な苦惱が現れてきた。アメリカ經濟のシワ寄せが中小資本に集中され、中小資本の大資本に對する死闘が繰り上げられる。獨占資本の無慈悲な壓力に對する政府の何らかの救済策要求の叫びが中小資本の中から必然的に生れざるをえなかつた。この叫びが革新主義という結果となつて現れたと解すべきであらう。その具體例の若干を述べよう。煙草業界では一八九〇年以降、企業合同という形で産業構造の再編成が行われた。國產シガレットの九五%を生産していた五つの大煙草會社が合同して、アメリカ煙草會社（一八九〇年創立、資本金二千五百萬弗）が設立された。この會社はシガレットのみならず壓搾煙草（嚼み煙草） pipe 生産の獨占にも乗りだした。この會社によりナショナル煙草工場がまず血祭にあげられ一八九一年に買収された。アメリカ煙草會社の壓搾煙草國內總生産高に占める生産%は九四年においては僅かに五、六%に過ぎなかつたものが、九七年には二〇、九%へと發展した。九八年有力な二つの壓搾煙草會社を吸収し、同年新會社コンチネンタル煙草會社（資本金七千五百萬弗）を設立し、同時に國內の刻み壓搾煙草工場の殆んど大部分を合併、吸収した。その結果この會社の國內壓搾煙草總生産高に對する生産%は九九年には五六、三%に増大した。その間、ユニオン壓搾煙草會社と烈しい商戦を展開したが、遂に九九年この會社をも破り、これを吸収した。従つてその對國內總生産高比は一九〇〇年の六二%から一九一〇年の八四、九%へと躍進し、事實上、壓搾煙草の獨占企業となつた。アメリカ煙草會社は更に喫煙煙草 Smoking の生産支配にも乗りだした。すなわちアメリカ煙草會社の國內喫煙煙草總生産高に對する生産比は一八九一年には一八%であつたものが、九七年には二二、七%、一九〇〇年にはコンチネンタル會社との分で五九、二%、一九一〇年には七五%にと飛

躍的な發展を示した。その間有力競争會社たるユニオン煙草會社の外にP・ロリランド商會を吸収・合併した。このようにアメリカ煙草會社はあらゆる種類の煙草生産の獨占到成功し、獨立企業を續々と倒壊せしめた。^{註9} 精糖業の生産集中度は、煙草生産部門と比較すると低い。しかし企業間の興亡はより熾烈である。獨占法違反で解散した砂糖精製會社は翌年の一八九一年更めてニュー・ジャージー州でアメリカン砂糖精製會社として資本金五十萬弗で設立された。この新會社は早速十七の會社を財産所得の形で吸収し、これら十七會社を解散せしめた。その結果國內精糖生産の五七・九%を支配するに至つた。だがこの會社はなおスプレツケルス砂糖精製會社、ボールチモア砂糖精製會社等七有力會社と戦わなければならなかつた。九二年七社中、六社を破り、吸収した。かくしてアメリカ砂糖精製會社は國內精糖生産の九二%を支配するに至つたのである。だがすぐに、モーレンハウアー砂糖精製會社、紐育砂糖精製會社などの有力競争會社が創設され、アメリカ砂糖精製會社との間に烈しい争を演じた。その後間もなくアメリカ砂糖精製會社は株式所得の形でモウレンハウアー會社、紐育會社をも従屬せしめた。だが新會社が次から次と續出するに及びそのために一九一四年迄にアメリカ砂糖精製會社は國內精糖生産の六〇%を生産する迄には至らなかつた。この間姿を消した有力會社は少くとも十社を下らないであらう。^{註10}

全生産部門を詳細に検討することは到底不可能であるから、やや古い統計ではあるがA・M・サイモンズの十四企業種の工場數統計を掲げよう（第一表参照）この表によれば一八八〇年から一九〇〇年迄に十四企業において三、三一六社が消えている。減少傾向は農器具、皮革、造船、毛織物に鋭く、ガラス、食肉、麥芽酒等では逆増している。生産部門毎に生産集中が跛行的に進行していることが示されている。一九〇〇年以降の企業種別工場統計については未だそれに接する機會を得ていないが主要生産業六種の生産集中は次の通りである（第二表参照）第一表及び第二表から生産集中は生産設備に多額の資本を要する部門で鋭く、可變資本に多くを依存する部門で鈍いようである。なお集中度が發展するにつれ獨

第一表 工場数

生産部門	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年
農具	一、四三三	九〇〇	七五五
毛氈類	一、九五五	一、三三	一、〇五五
綿製品	一、〇五五	九五五	一、〇五五
ガラス	二、二二	二、二二	二、二二
靴下編物類	二、二二	二、二二	二、二二
鐵及び鋼	二、二二	二、二二	二、二二
皮革	二、二二	二、二二	二、二二
紙・パルプ	二、二二	二、二二	二、二二
造船	二、二二	二、二二	二、二二
絹・絹織物	二、二二	二、二二	二、二二
屠殺・食肉	二、二二	二、二二	二、二二
毛織物	二、二二	二、二二	二、二二
麥芽酒	二、二二	二、二二	二、二二
計	二、二二	二、二二	二、二二

第二表 生産集中度 (一九〇一年)

石油	スタンダード石油會社	九六%
機械	ユナイテッド靴製造機會社	九六%
機械	國際收穫機會社	八七%
煙草	アメリカ煙草會社	八六%
製鋼	U・S・スチール會社	七三%
	(ワイヤ) 容三%	
砂糖	アメリカ砂糖精製會社	四三%

立企業の生産規模は小となろう。例えば一九一〇年U・S・スチール會社は鐵鋼生産の五〇%を生産していたが、當時の工場数は六五四であるから、恐らく残りの五〇%を五〇〇以上の工場が生産していたことであろう。一九四〇年全生産部門の四〇%が獨占資本の支配に人つたといわれる。大資本の壓迫の下に明日の暗い運命におののく中小資本、零細資本が革新主義の中核體であると私は考へる。

消費者大衆獨占價格はいう迄もなく獨占企業が任意に決定する價格であり、それは商品の價值を大きく越えるところの市場價格である。獨占價格は流通を通じて消費者大衆を系統的に搾取する。その最も典型的な實例はスタンダード石油會社であろう。國民の生活必需品である燈油を生産していたこの會社は一九〇〇年頃には燈油生産を殆んど完全に獨占した。この會社は競争者のいない地域に對しては不當に高い價格を、競争者が存在する地域に對しては相對的に

第三表 燈油價格 (單位セント、一九〇〇年)

コロラド州	一六、二	サウスカロライナ州	七、二
ワイオミング	一五、六	デラウェア	七、七
ワシントン	一五、七	オハイオ	八、五
ネヴァダ	一六、四	ペンシルヴェニア	八、七
オクラホマ	一四、〇	コネチカット	八、九

安價な競争價格で燈油を販賣した。例えば運賃差引一ガロン當り價格は次の如くである。(第三表參照)

上表によればコロラド州での價格はサウスカロライナ州での價格を二倍以上に上廻っている。サウスカロライナの隣州で

あるノースカロライナでの価格は一二、四仙であるこの事實から考えて、価格は會社の幹部により任意に決定され、消費者大衆の利益が殆んど無視されているといえる。會社は以上の如き獨占價格によつて著しい利潤を取得し、株式配當は三割六分（前年度四割四分、翌年度四割）という高率配當を決定している。^{註13} しかも年平均四千五百萬弗にのぼる配當金の中の五〇％はJ・ロツクフェラー個人に取得されたといわれるが、その配當金の大部分は石油事業だけでなく他の産業にも再投資され、^{註14}多くの異種生産部門を支配するピラミッド的獨占資本が次第に形成されていつた。その諸企業に對する經營方針は勿論「他人には一仙も儲けさせない」という彼の精神で貫かれた。石油産業以外でも獨占資本が獨占價格により不當に高い利潤を取得していたことは明白である。例えば粒狀精糖及び壓搾煙草の價格と生産集中度を記してみよう。粒狀精糖價格はこうである。生産集中度四三、一四％↓四、七六五仙。四五、一四％↓四、九五七仙。五二、八九％↓五、二五六仙。六七、三％↓五、三二〇仙。七八％↓六、〇一三仙。八二％↓七、六四〇仙。壓搾煙草價格はこうである。生産集中度二三％↓一六、七仙。五六、三％↓二一仙。六二％↓二二、八仙。七六、九％↓二九、四仙。七八、二％↓二九、九仙。八一、九％↓三〇、三仙このように價格は生産集中度に大きく比例して振動を示している。更に生産集中と價格との相互關係の好例をU・S・スチール會社が與えている。この會社は一九〇一年九有力會社を合併、吸収して設立されたものであるが、この合併、吸収は價格に敏感に反映した。合併前の價格と合併後の價格を見ると、銑鐵グロストン一三、〇六弗が一六、三〇弗に、鋼條同單位二六弗が二八弗に、鐵板同單位二四、一九弗が三五、三九弗に一せい騰貴した。^{註15}この騰貴分が流通から吸収されることはいうをまたない。その他澱粉、ブドー糖、紙、塩、農器具、飼料、皮革等生活全野にまたがる商品に獨占價格、準獨占價格が支配し、消費者大衆は生活のあらゆる面にわたつて常に高價格により不當に間斷なく收奪され續けた。獨占價格の壓迫の下に呻哈する大衆を描いた當時の漫畫はこう書いている。／＼我々に残された道は絞首台に登ることだけだ」と。

(Ⅱ)

革新主義は労働者階級の生活を改善乃至向上させたであろうか。社会保障、福祉厚生制度に見るべきものがないその頃のこととて、以上の解答は専ら賃銀と失業に求められよう。當時の労働賃銀について互いに違つた見解が存する。高賃銀説をとられる中屋氏は次の如く述べられる『國民所得が一八五〇年の二三億四千萬弗から一九〇〇年の一九三億六千萬弗になり、一人當りの所得が二倍になつたことも怪しむに足りないことである。これは米國の最初の産業資本家の時代の所産である。……彼等は新しい技術を取り入れ、生産コストを常に最低に保ち、高賃銀を維持しながらも大いなる富を築き上げたのである』。氏はコスト引き下げを設備や技術の改善、改良に求め、反面高賃銀を維持するという極めて人道主義的、進歩的人物として資本家たちを描いている。世紀末の鋭い不況と、慘烈を極める企業間の鬭争の中にあつて、果して中屋氏の如く高賃銀が維持されうるであろうか。J・B・アンドルーズは高賃銀を否定し次の如く慨嘆した。『學徒達はこう斷言した。第一次大戰が始まる迄の最近十五ヶ年の賃銀は労働者がそれで以て購入しうる物品で計算すると、緩慢ではあるが、しかし確實に低下してきている。期間全體を通じて約十%から一五%がた低下している。その前の期間に比較すると一九〇〇年から一九一四年迄の低下の方がより鋭い。太低、賃銀は生計費と足並を揃えることが出来ないものだ』。アンドルーズによれば第一次大戰による外國買付から生じた異常需要による好景氣で賃銀が上昇した時ですら、賃銀は相變らず生計費を下廻つていたとのことである。革新主義が最も活潑に施行された一九〇〇年以降が反つて皮肉にも賃銀はそれ以前にもまして低い。戦時の好景氣時ですら賃銀は生計費を下廻つていたとするならば、それ以前においてはなお更のことであろう。もしアンドルーズの言葉が眞實であるとするならば中屋氏の『ローズヴェルトの労働政策は……労働者も産業の利益の分前を得べきであるとの信念により、きわめて明確なそして進歩的なものであつた』ということが出来る』という言葉は賃銀に關しては妥當ではなくなる。勿論賃銀も企業種、職種、熟練工、非熟練工等の差違により大

いに異なるであろう。従つて私は高賃銀を支拂われる製作部門と低賃銀を支拂われる綿紡績部門について考察したい。

まず一八九〇年から一九一四年迄の労働者の最低生計費を掲げよう。(第三表参照)

第三表 労働者の年間最低生計費 (ドル)

	獨身者	夫婦	夫婦と一 子一人	夫婦と二 子二人	夫婦と三 子三人
1890	328	508	656	795	926
1894	302	468	604	732	853
1898	293	455	587	711	829
1902	330	512	660	801	933
1906	361	560	723	876	1,021
1910	400	620	800	970	1,130
1914	395	613	791	959	1,117

註

上表の生計費には娯樂費は含まれていない。子供は十四才以下である。この表は労働の強化にもとづく労働力のより大なる再生産のために、労働者が消費する物財の増大を考慮に入れていない。労働者の高まりゆく文化的要求のための文化費も勿論計算に入っていない。最低生計費とはどうやら体裁を繕い健康を保持する所の最低生活費である。標準家族は夫婦と子供二人である。

製鐵製鋼部門の労働は重労働であり、主として青壯年男子が生産に従事し、従つて賃銀は相對的に高い。次表は製鐵工場に働く捕掘工の週給である。(第四表参照)

第四表によると工業中心地である北部中央及び五大湖地域における賃銀が最も高く農業地域の南部において最も低い。一八九〇年現在におけるその較差は二倍半強を示している。しかるに北部中央の賃銀は年々下向の傾向にあるのに對し、その他の地域では上向の傾向にある。即ち地域差が減少し、賃銀の平均化の傾向がみられる。一八九〇年から一九〇六年迄の賃銀上昇は北太平洋岸で一〇三%、南太平洋岸で一〇九%を示し、北部中央では逆に八六%と低下をしている。この間生計指數は一一一%上昇しているので南部中央を除く三地域ではいずれも賃銀上昇率は生計指數上昇率を下廻つてゐる。この間技術の進歩、労働強化による労働者の消耗エネルギーが増加し、従つて當然彼等の労働力の再生産のために、より大なる物財の消耗が要求されるのであるが、それをも考慮に入れると、賃銀上昇率は生活指數上昇を更に大幅に下廻ることになる。捕掘工よりも熟練を要する壓延工と、單純労働者である注入工の賃銀は次の通りである。(第四表参照) 第三表及び第四表

第四表 捕 捉 工
男子 運給 (ドル)

	北太西 洋岸	南太西 洋岸	北部中 央	南部中 央	平均
1890	20.75	13.92	42.76	7.92	21.34
1894	17.18	13.02	34.20	5.70	17.52
1898	18.40	10.56	30.87	7.56	16.84
1902	23.59	14.68	37.74	9.72	21.43
1906	21.37	15.18	37.00	19.08	23.18
	東部	ビツ バーグ	五大湖 中央西部	南部	
1910	19.20	28.11	25.76		24.35
1914	22.76	24.88	27.58	23.72	24.74

壓 延 工
運給 (ドル)

	N.A	S.A	N.C	S.C	平均
1890	36.25	43.23	73.58	31.14	46.04
1894	34.21	37.86	57.09	32.40	40.39
1898	35.61	32.16	62.43	28.56	39.69
1902	42.57	39.18	92.22	40.86	51.20
1906	東 部	ビツ バーグ	五大湖 C.W	S.	
1910	43.83	65.91	52.43		54.06
1914	47.73	57.13	62.68	52.16	54.92

注 入 工
運給 (ドル)

	N.A	S.A	N.C	S.C	平均
1902	12.43	12.93	15.23	10.83	12.87
1906	13.44	11.17	15.90	13.26	13.44
	東部	ビツ バーグ	C.W 五大湖	S.	
1910	13.27	18.22	17.92	12.60	15.50
1914	16.80	19.99	17.19	13.60	16.89

を比較対照すると同じ
製鐵業働勞者でも職種
によつて賃銀にいちじ
るしく差があることが
判明する。すなわち一
九〇二年現在四地域週
平均賃銀を見ると壓延
工、五一弗二〇仙。捕
捉工、二二弗四三仙。

注入工、一二弗八七仙
であり、一九一四年に

は各々五四弗九二仙、二四弗七四仙、一六弗八九仙となり、壓延工と注入工との賃銀比は二倍乃至三倍を示している。従つて熟練工はかなり優遇されていたことになるが、その數は相對的に僅少と思う。年間の就業日數を四五週と假定すると一九〇二年現在、壓延工、年間收入、二三〇四弗。捕捉工、九六四弗。注入工、五七九弗となり、壓延工は標準家族の最低生計費を倍以上も上廻り、捕捉工でほぼ一致し、注入工では大幅に下廻ることになる。しかも以上の三職種働勞者の賃銀は鐵鋼働勞者の總平均賃銀よりいずれもかなり上廻っているようである。何故なら、一九〇九年度の鐵鋼製品總價値は一、三七七、一五二、〇〇〇弗、材料費は九七八、一三九、〇〇〇弗差引マージンは三九九〇一萬三〇〇〇弗である。株式配當を二割として二九八、四六三、二〇〇弗を計上すれば賃銀基金は一〇〇、五四九、八〇〇弗となり、働勞者總數二

七八、五〇五人で除算すれば一人平均三六一弗となるに過ぎぬ。更に社員給與、減價償却費、役員賞與等を差引けば平均賃銀は三百弗を大きく割ることになる。このように、高賃銀であるといわれる鐵鋼労働者ですら、その大多數は獨身者の最低生計費にも及ばぬ饑餓賃銀を受けていたのである。綿紡績に従業する労働者の賃銀は他種生産部門の労働者の賃銀に較べて低いものである。綿紡績に従事する労働者の賃銀を掲げよう。(第五表参照)

第五表 女子紡ぎ工 (週フル)

	平均	スカロライナ	ロードアイランド	ニューハンプシャー	マサチューセツ
1890	3.85	1.98	3.18	4.8	5.46
1894	3.92	1.93	3.48	5.34	4.89
1898	3.93	2.17	3.54	4.68	5.33
1902	4.85	2.70	5.45	5.28	5.97
1904	6.22	5.19	6.38	6.24	7.07
1910	6.85	5.40	7.84	—	7.33
1914	7.76	6.36	8.15	8.47	8.08
			男子織工		
1890	7.60	4.55	9.60	8.16	8.10
1894	7.10	3.96	8.16	8.82	7.49
1898	6.72	4.35	7.14	7.56	7.83
1902	8.09	5.14	9.22	9.12	8.87
1906	8.97	7.27	9.57	—	10.09
1910	9.07	8.16	10.02	8.99	9.12
1914	10.13	8.88	10.85	10.73	10.04

上表によるとマサチューセツ州における賃銀が最高でありサウスカロライナ州で最低であり、その差は約三倍を示している。一八九〇年から一九一四年迄四州における紡ぎ女工の賃銀は年々確實に上昇している。だがそれは従前の賃銀が餘りに低かつたからに過ぎずピークに達した一九一四年においてすら週給十弗を越えないという驚異的低賃銀である。一八九〇年の四州平均賃銀は週あたり三弗八五仙であるから一ケ年無休で働いたとしても二〇〇弗であり、獨身者最低生計費三二八弗には遙かに及ばない。特にサウスカロライナでは最低生計費の半分にすら到達していない有様である。ピークである一九

一四年ですら四州年間賃銀(四十五週賃働)は三四九弗五一仙であり、これすらも最低生計費以下である。綿紡績男子労働者の賃銀は女子工員に比しやや高い。四十五週賃働年間賃銀は一八九〇年現在三三二弗で獨身者最低生計費を僅かに上廻り、標準家族最低生計費の二分の一を下廻る。一九一四年の年間賃銀は三四九弗五一仙であり、この場合には獨身

者の最低生計費にも達していない。このように鐵鋼労働者も綿紡績労働者も、その大部分の賃銀は、常に最低生計費にも達してゐない。従つて彼等の生活は殊更に向上もしなければ、改善もされず、一八九〇年から第一次大戦迄、相も變らず動物的生活の中で、不安と恥辱に満ちた一日を送つていたことであらう。一九一〇年現在、主要生産部門別年間平均賃銀は C. Daugherty によると次の如くである。鋳業、採石業、油田、六百弗。製造業、五百弗。建設業、七百弗。運輸業、六百弗。電信業、五百弗。電燈、電力業、七百弗。商業、六百弗。全産業平均は六百弗である。以上の各賃銀はいずれも、標準家族最低生計費に達していない。更にこれら諸賃銀は一八九一年から一九一〇年迄計八七五〇件のストライキによつて得た賃銀であることを併せ考えるならば、アメリカの労働者の賃銀が高賃銀であるとはいひ難い。なお、上記労働者の労働時間は一日につき九時間以上であることを附記しておく。

（一）資 本 家

革新主義の狙う最大のものは、獨占資本を抑制し、アメリカに經濟的民主化をもたらすことであらう。では革新主義は獨占資本をどれだけ抑壓し、經濟民主化にどれ程貢獻したであらうか。革新主義者を含む一般國民の獨占資本に對する怒りは政府をして反獨占政策をとらしめ、それは具象的には反トラスト法の可決、成立となつて現われたのであるが、いう迄もなく此處に論ずる反トラスト法とは一八九〇年に成立したシャーマン・アンティ・トラスト法（以し後シャーマン法と略す）と一九一四年に成立したクレイトン法である。州際通商法及びカンサス法は一應除外したい。そして特に考慮すべきはシャーマン法であらう。ところでシャーマン法が獨占資本に與えた影響乃至効果を判することは頗る困難であり、そしてこの判定の問題はまだ完全には解決されていらないと思う。シャーマン法の効果に關聯して相對立する次の二つの見方が想起される。その一つは獨占を政治的強力措置乃至法律によつて完全に抑制せしめなかつたとしても、その傾向を強く規制し、支配することが出來たという見方であり、すなわちシャーマン法は經濟的民主化をもたらしたという見解で

ある。他の一つは、獨占は生産集中の必然的結果であり、經濟法則の不可避免的現象であるから政治的強力措置乃至法律等の上部構造はなるほど獨占傾向に對し、部分的な影響は與えたかも知れないが、生産・資本の集中と集積→獨占という大きな流れそのものに對しては、その流れを動かす程の強い影響を與えていないと見る。極端にいうならば、反トラスト法の目的である經濟的民主化は結局、徒勞に終つたという見方である。中屋氏、高木氏ともに、前者の見解を、すなわちシャーマン法が經濟的民主化をもたらしたという見解をとられているようである。高木氏はこう述べられる。『大統領は……着々と革新事業の遂行に貢獻して行つた。……一九〇四年一大持株會社（北方證券會社）を反トラスト法違反なるが故に不法なりとして解散を命ぜしめて、從來と一新せる形勢を生ぜしめ、反トラスト法に初めて實力を與えて、トラストをして防禦的地位に立たしめた』。^{註94}中屋氏もまた『政府は……非合法行爲を行つたトラストを潰滅せしめること、合法的トラストをも政府の統制に服せしめんとする』と述べられ、更に反トラスト法が多大の成果を擧げたと次の如く述べられている。『北部證券會社解散、牛肉トラスト解散、アメリカ煙草會社解散をして最大の成功は一九一一年のスタンダード石油會社解散である』。^{註95}ところで兩氏の言葉には疑問の餘地がある。例えば北方證券會社、アメリカ煙草會社等の持株會社の解散を以て直ちに獨占資本に對する勝利、獨占資本の潰滅と解してよいか。また政府が果して本當に反獨占政策をとつたと信じてよいか。なるほど持株會社の解散が獨占資本の潰滅となる例もあるが、そうならない場合も頗る多い。特に、中屋氏が大成功だと述べられているスタンダード石油會社の解散がその好例で、この獨占資本は解散を以てしても、いささかもその獨占を弱めていない。高木氏とは正反對に、シャーマン法が政府によつて骨抜きにされたと政府の對獨占政策を疑いつつ、パウローはこう語っている。『人民の政治的壓力がシャーマン反トラスト法の通過を餘儀なくさせた。しかしこの法律は全く無力であつた。なぜならば、獨占は資本家的競争から不可避免的に生ずるものであり、合衆國の資本家的政府は一貫して最も強力な資本家群、すなわち、政府が抑壓すると假定されているところの獨占を代表していたから

である^註」。中屋氏の所論に疑問があるとともに、パウローの言葉にも納得し難い點がある。何故ならば一八九〇年から一九一四年迄の反トラスト法訴訟數はハリスン大統領時代七件、クリーヴランド大統領八件マッキンレー大統領三件に過ぎぬのに、T・ローズヴェルト大統領時代には四四件とはね上り、タフト大統領九〇件、ウィルソン大統領三四件と急増している。成果は別としても、件數からだけでもローズヴェルト、タフト、ウィルソン各大統領が眞劍に反獨占政策に取組んだ事は認めるべきであろう。シャーマン法の効果は全事件を個々別々に考察すべきであることはいふ迄もないが、今それは私の能力を超えるので主な事件について簡単に考察したい。まず最も有名にして且つ重要なのはニュージャージ・スタンダード・オイル會社事件、U・S・スチール會社事件である。兩社は當時最大級の獨占資本である。政府がN・スタンダード・オイル會社を反トラスト法違反で告發したのは一九〇六年十一月十五日であり、判決を見たのが一九一一年五月十五日で、經過期間五ヶ年という、かなり長期に及ぶ訴訟事件であつた。この會社（一八九九年設立、資本金一億一千萬弗）は天然ガス十六社、送油管十四社、精油十一社、販賣六社、潤滑油五社その他計七〇社以上の一大持株會社であつた。一九〇九年巡回裁判所は該會社にシャーマン法違反の判決を下した。會社は直ちに最高裁判所に上告した。最高裁判所は一九一一年五月十五日遂に歴史的な違反判決を宣した^註。會社は極めてあつさりと解散し、三十四の獨立會社として再編成された。これで政府は二大巨頭獨占の一つを倒したことになる。革新主義は大成したことになる。だがあれほど迄頑強に政府と戦つてきたロックフェラー家が、敗訴したからとて簡単に會社を解散、再編成し、會長が引退したのは何故であろうか。なるほど持株會社は解散し、以前の從屬會社は獨立會社となつた。だがこの新獨立會社は從屬以前の舊獨立會社とは全く別質のものであり、既に金融資本化していたロックフェラーのナショナル・シティ銀行による系列融資と重役の系列的交流により、ロックフェラー獨占資本に完全に從屬しているのであつて、事實上は決して獨立してゐなかつたからにほかならぬ。この會社の解散について聯邦營業委員會は Federal Trade Commission (F. T. C.) は次の様に報じてゐる。

る。「ニュージャージ・スタンダード・オイル會社が解散し、獨立した筈の諸企業間に殆んど競争が生れていない。市場區劃も守られ、依然として従前の地域による差別價格が行われている。一般に解散によつて獨占が破壊されていないことは明白である。新會社が競争できないほどに獨占は結晶してしまつていたのである。從屬會社は法律的には獨立性を取戻したけれども、早急には獨立業者とはならなかつた。トラストを解散する努力はオムレッツを元の生卵にもどそうとするのと同じ程度に無駄なことである^{註9}。かくしてニュージャージ・スタンダード・オイル會社の解散を革新主義の大成功と見る解釋は、政府の監察機關であるF・T・Cの結論によつて覆されたことになる。ではもう一つ別の巨大獨占資本であるU・S・スチール會社事件はどうであらうか。政府は一九一一年、U・S・スチール會社をシャーマン法違反の理由で告發した。周知の如くこの會社（一九〇一年設立、資本金十億弗はモルガン銀行資本とカーネギー等の産業資本とが結合して設立された當時最大級の獨占資本である。訴訟は長期に及んだ。一九一五年地方裁判所はこの訴訟を却下した。政府は直ちに最高裁判所に上告した。一九二〇年三月一日、最高裁判所は「この會社は獨占を有したこともなければ有してもしない。なるほどこの會社は他のどの會社にもまさる大きな力を有している。だがその力は競争會社の全部の力を合せたものよりは強くない。裁判所はこの會社が解散されることによつて大衆が利益を受けるとは思わない。いな、會社の解散によつて大衆の利益に害をもたらすことになる。従つてこの訴訟を却下する^{註10}」という有名な判決を下した。政府の反獨占資本政策は二大獨占であるロックフェラー資本に對しては判決では勝つたが事實によつて敗れ、モルガン資本に對しては判決によつて敗れたのである。この二大獨占資本に敗れたということは革新主義の決定的敗北を意味したことになる、他の幾多の獨占資本解散に成功したとしても、この敗北を相殺することは到底出來ないであらう。しかも基幹産業であるアルミニウム、電気設備、化學、綿紡績等の獨占資本は解體していない。そして更に注目すべきことは金融資本の獨占到對してはシャーマン法は殆んど干渉していないのである。金融資本を支配することなくして産業獨占資本を支配することは

到底望み難いのではないか。ロックフェラー、モルガン等の持株會社・獨占資本に比し資本の劣る一部門獨占資本についてはどうであらうか。ナイト會社事件を考察してみよう。この事件は一八九二年アメリカ砂糖會社がナイト會社及び他の三社を買収し一舉に精糖部門の完全獨占を得んとしたことから發した事件である。政府はこの行爲をトラスト行爲として巡回裁判所及び控訴裁判所へ告發、控訴したがいずれも却下されたので最高裁判所に上告した。一八九五年一月廿一日最高裁判所は政府の敗訴を宣した。最高裁判所の判決によりシャーマン法のトラスト禁止規定は商品の購入・販賣・交換等、即ち商品の位置を變える行爲を抑制するところの企業結合、契約、策謀に限られ、形態を變えるところの製造業のトラストには適用されないことになつた。この判決により生産部門における獨占行爲は合法化された。この判例は一九〇五年のスウィフト會社事件迄變更されていない。従つて其の間の獨占資本確立時代においては鐵道及び商業以外の、所謂生産部門での獨占は何の拘束も受けなかつたことになる。一九〇五年以後は製造部門の獨占もシャーマン法の適用を受けることになつたのであるが、時は餘りにも過ぎ去つてゐた。全く卵はオムレツになつてしまつて、最早決定的復原方法は見つからなかつたのである。

四、むすび

高木氏及び中屋氏の革新主義論はつまるところ、革新主義は米國の政治・經濟・社會のありかたに深い影響を與え、米國史の方向を修正資本主義乃至集團的デモクラシーという、より一層民主的な方向へと前進せしめたと見るところにあるといえよう。兩氏の革新主義論は高度の資本主義社會でも政治的な強力措置が經濟（獨占資本）を支配するという命題の上に立つてゐる。この命題は、資本主義が高度に發達すると國家機構は經濟（獨占資本）に從屬するという命題と宿命的に對立する。この二つの命題のいずれが眞であるかをここで決定することは私の能力を超えるが、上述の諸節から、私の

現段階における一應の結論を導出しよう。まず革新主義は、十九世紀末における資本主義の一般的危機から必然的に発生したものであり、具象的には獨占資本と中・小資本、一般消費者との抗争對立という形で表現され、そしてそれが民野における革新主義運動、政府における革新主義政策となつて展開されたものと理解したい。従つて革新主義は第一義的には經濟的なものであると解する。續いて革新主義はやがて必然的に没落しゆく弱小資本の獨占資本に對する抵抗を最大要素とする故に、弱小資本の經濟機轉上における地位の相對的低下につれて衰微し、歴史の規制力としての機能を喪失したと考へたい。この機能喪失の決定的轉換期は第一次世界大戰である。従つて革新主義の本質と新政策の本質とは當然區別さるべきことになる。次に私は革新主義は失敗したと考へる。革新主義の最大の目的は獨占資本を抑壓し、中・小資本を育成助長し經濟的民主化をもたらすということにあつた。だがシャーマン法はトラストが著しく進展する最も肝要な時期には、その適用を専ら、トラストとしてはさほどウエイトの重くない商業トラストにのみ限られ、生産部門におけるトラストには何ら効果的な打撃を與えることが出来なかつた。T・ローズヴェルトが烈しく獨占資本に攻撃を開始した一九〇四年以降は、時期既に遲きに失したようである。他方、獨占資本側としても、政府側からの攻撃を受けると企業結合から持株會社へ、更には株式持合せへとその獨占形態を發展的に變改し、巧みに、合法的に、攻撃のほこ先を避けた。革新主義時代も生産・資本の集中↓獨占は阻害されることなく發達し續けたといえるのではないだろうか。そして革新主義の失敗はロックフェラー、モルガン兩獨占資本に敗北することによつて決定的となつたといえよう。獨占が發達するにつれ、一般消費者大衆は依然として獨占價格によつて系統的に收奪され續けた。收入の相對的低下と相まつて支出の相對的上昇は消費者大衆を貧窮に陥し入れたであらう。生活の窮迫は特に低額所得者に鋭く反映したであらう。また労働者の生活が革新主義によつて、向上したと見るべき根據は極めて弱い。却つて彼等の實質賃銀は相對的にも絶えず下落し續けた形跡の方が濃厚である。あまつさえ、慢性的不況は彼等を失業の恐怖へ驅りたてた。以上の如く、中・小資本は没落し、中産階

級及び一般消費者大衆の窮迫は強まり、労働者の賃銀の低下は國民の總購買力を必然的に減退せしめた。慢性的過剰供給現象はますます鋭くなり、資本主義の一般的危機は、ようやく苦悶の様相を呈し始める。それは一九〇八年の不況に露呈され、そしてそれが充分に回復されないうちにアメリカ經濟は、一九一四年、遂に破局的大恐慌へと突入した。もとより私は獨占資本に對して革新主義が果した役割乃至効果を過小評價するものではない。ローズヴェルト、タフト、ウィルソン各大統領を獨占資本の利益代表者とのみ見る見解は妥當ではないと思う。確かに革新主義は或る程度まで有意義であつた。法律面では特にそういえよう。だがローズヴェルト、タフト、ウィルソン三代の政府の果敢なる革新主義を以てしても、獨占資本の發達の大勢を阻止することは遂に出来なかつたと私は考へる。革新主義は有意義ではあつたが効果はなかつた、従つてそれは歴史の決定的規制力としては認め難い、と結論せざるをえない。つまり一八九〇年から第一次大戰迄のアメリカ社會の特色は獨占資本の發達、産業構造の合理化、中小企業の整備、賃銀のストップ乃至低下、消費者大衆の系統的剝奪にあるといえよう。それは革新主義の特色というよりは、むしろ帝國主義の特色といふべきであるかも知れない。

註1 高木八尺「米國政治史の研究」五三、六〇、一九七、一九

八、二二七頁。

2 中屋健「米國史」三〇九—三一〇頁。「米國史研究入門」

八一—八二頁。

3 この言葉から革新主義者達を危險人物だときめつけたことが想像される。

H. U. Faulkner: American Political and Social History, pp. 550—552.

4 J. B. Brooks: American Syndicalism, pp. 99—100.

5 H・タロド著、小出峻、陸井四郎譯「アメリカ帝國主義の史的分析」十頁。

6 井上清、小柴木眞三郎、鈴木正四「現代日本の歴史」上、五五—五七頁。

7 T. H. Greer: American Social Reform Movement,

- p. 38.
- 8 *ibid*; pp. 98—94.
- 9 E. Jones: *The Trust Problems in The United States*, pp. 123—161.
- 10 *ibid*, pp. 92—119.
- 11 A. M. Simons: *Social Forces in American History*, p. 310.
- 12 E. Jones: pp. 76—78.
- 13 *ibid*, p. 88.
- 14 一九〇四年現在、ロックフェラーの支配企業は銀行九社、鐵道九社、製造業十一社、その他、モーター車及びハリヤメントの共同資産は鐵道十九億九千七百萬弗、銀行八千五百萬弗、工業クラスト七億四千六百萬弗、計廿八億二千八百萬弗（貨幣價值の下落した現在で計算しても実にそれは我國總予算を越える）にある。
- Cf. J. A. Hobson: *The Evolution of Modern Capitalism* pp. 258—261.
- 15 E. Jones; V, VI, VII, IX.
- 16 中屋健一「アメリカ社會の發達」一四二—一四三頁。
- 17 J. B. Andrews: *Labor Problems and Labor Legislation*, pp. 26—27.
- 18 中屋健一「米國史」三—三—四頁。
- 19 この金額は C. R. Daugherty: *Labor Problems in American Industry*, p. 138 に記されてゐる一九一〇年の最低生計費を基準として C. Whitney: *The Wages Of Unskilled Labor in Manufacturing Industries in The United States, 1890—1924*, p. 119 に記されてゐる生計指數を以て算出した。弗以下は切捨てた。
- 20 *United States Department of Labor: History of Wages in The United States from Colonial Times to 1928*, pp. 240—241, 8時間給を週給に換算した。一年の就業日數は私が諸般の事情を考慮して任意に假定したものである。
- 21 U. S. Department of Labor; pp. 242—251.
- 22 E. L. Bogart and P. L. Kennerly: *Economic History of The American People*, p. 482.
- 23 U. S. Department of Labor; pp. 390—394.
- 24 C. R. Daugherty, p. 145.
- 25 高木ハ尺「上掲書」二二二—二二三頁。
- 26 中屋健一「米國史」三—〇—三—一頁。
- 27 V. スワロー著、堀江忠男譯「アメリカ帝國主義」十四頁。
- 28 石濱知行「アメリカ資本主義發達史」二一六—二一七頁。
- 29 E. Jones, pp. 406—412.
- 30 S. H. Patterson, K. W. H. Scholz: *Economic Problems of Modern Life*, p. 457.
- 31 E. Jones, pp. 438—445.

Progressivism in American Historiography
by Y. Fukumoto

There have been some leading theories in American historiography. According to these theories it is the progressivism that runs through the American history. On these theories many writers describe so-called American exceptionality. Some of them insist that the thing which regulates, in the long run, the American history is political powers, not economic laws. Of course, however, some theories struggling against the progressivism are presented before us. There is a profound significance in the differences between them, isn't it? I tried to apply the validity of the progressivism to four social strata. So I have reached the conclusion that the progressivism is to be limited to the period before the World War I, and even at that period, the progressivism had, indeed, a great significance, but it had not great effect — at least, had not the sufficient power to regulate the currents of the American history.